

令和3年度第3回中央区子ども・子育て会議(書面開催)質問への回答

資料6

資料1-1 令和4年度予算子育て支援施策関係概要

| No. | 質問 | 回答 | 担当課 |
|-----|---|--|-------------|
| | 【1 保育定員の拡大】 | | |
| 1 | 公私連携保育所型認定こども園(仮称 昭和こども園)に入園した方は、城東小学校への進学はできるのか。 | 昭和こども園は保育所型認定こども園であるため、中央区内に他の保育所型認定こども園や保育所と整合性を図る必要があります。これらの園から近接の小中学校へ優先的に入学できる制度はありませんので、昭和こども園も同様に城東小学校へ優先的に入学することはできません。 | 学務課 |
| | 【2 保育所保護者連絡ツールの導入】 | | |
| 2 | 連絡ツールは、中央区独自に作成するのか。それとも、既存のものを利用するのか。 | 導入までの準備期間の短縮やコスト抑制の点から、欠席・遅刻連絡や園からのお知らせの配信機能がパッケージ化された既存の連絡ツール(アプリ)を導入します。 | 子育て支援課 |
| | 【3 多胎児を妊娠した者に対する出産支援祝品の拡充】 | | |
| 3 | 多胎児を妊娠した方は、年間どのくらいいるのか。また、予算額は、単胎児と多胎児とを合わせた金額か。 | 年度によって多少の増減はありますが、妊娠届出時において把握している多胎児の妊婦数は、約30名おり、割合としては、全体の約1%となっています。予算額については、単胎児と多胎児とを合わせた金額です。 | 子育て支援課 |
| | 【5 民間学童クラブの開設に向けた助成】 | | |
| 4 | 助成対象は、晴海地区のみであるか。 | 学童クラブの待機児童数の増加や今後の晴海地区の人口増加を踏まえて、令和4年度は月島地域(佃・月島・勝どき・豊海町・晴海)に民設民営の学童クラブを1カ所誘致する予定です。 | 子ども家庭支援センター |
| | 【6 子どもの学習・生活支援事業】 | | |
| 5 | 場所は、どこで開催しているのか。また、どのような支援を行っているのか。 | 小・中学生については、区民館などの区施設で開催し、学習習慣の定着、ソーシャルスキルや自己肯定感の向上を目的とした個別指導や少人数制指導による学習会を実施しています。 また、高校生世代については、受託法人で確保した教室で開催し、安心して学習指導や進路相談等が受けられる居場所型の学習支援を実施しています。 | 子育て支援課 |
| | 【8 幼稚園ICT環境の整備】 | | |
| 6 | 導入する園務支援システムは、中央区独自に作成するのか。それとも、既存のものを利用するのか。 | 導入までの準備期間の短縮やコスト抑制の点から、園への欠席連絡における利便性向上や、保育の内容についてのさらなる情報発信といった目的のために必要な機能がパッケージ化された既存のシステムを導入します。 | 学務課 |

| | | | |
|---|---|--|-----|
| 7 | <p>【12 保育所利用調整AIシステムの導入】</p> <p>AIを活用することにより、業務はどのくらい時短化・省力化にされるのか。</p> | <p>最も申込者数が多い4月入園にかかる利用調整事務について、令和3年4月第1回(申込者数1,960人)の実証実験を行った結果、AIシステム処理時間は、約7時間でした。その後の職員による内容確認(6人×8時間×1日=48時間)を含めると約55時間となり、手作業による8日間(6人×10時間×8日=480時間)と比較して約425時間の削減となる見込みです。</p> <p>また、毎月(5月～2月入園)の利用調整事務についても、AIシステムを活用することにより、時短化・省力化が見込まれます。</p> | 保育課 |
|---|---|--|-----|

| No. | 意見 | |
|-----|--|---------------|
| 1 | <p>【6 子どもの学習・生活支援事業】、【7 学校給食費の一部補助】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた家庭も多いと思うので、支援の充実を願う。</p> | 子育て支援課 学務課 |
| 2 | <p>【8 幼稚園ICT環境の整備、12 保育所利用調整AIシステムの導入】</p> <p>とても良いことだと思う。</p> | 学務課 保育課 |

令和3年度第3回中央区子ども・子育て会議(書面開催)質問への回答

資料1-2 令和4年4月保育所等利用調整結果

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|---|
| 1 | 令和4年4月の0, 2, 3歳児の定数が減った理由は何か。 | 全体の申込者数が減少していることに加え、0歳児は育児休業を長く取得する傾向になってきていること、2・3歳児クラスは新規開設による定員拡大により前年の1・2歳児クラスの時点で内定しているためだと推察しています。なお、4月第1回と第2回を合計した入所内定率は昨年度と比較して上昇しています。 |
| 2 | 昨年より申込者数が減っており、理由は何が考えられるか。コロナ禍による区外への転出は影響があるか。特に2歳児の申込者数が減っているが、理由は何が考えられるか。 | 入園希望の判断や時期、考え方は、各ご家庭により様々であるため、正確に把握することは困難ですが、コロナ禍における転出や働き方の変化なども考えられます。また、保育所の新規開設により定員を拡大したことで令和3年度中に1歳児クラスで入所した児童が増えたこと、就学前人口の減少や、育児休業を取得する保護者が増えてきていることが主な理由であると推察しています。 |
| 3 | 転園申込者数、育児延長希望者数、辞退者数、区外在住者の申込者数はどのくらいであったか。 | 転園申込者数は166名、育児休業延長希望者は106名、辞退者数は111名、区外在住者の申込者数は62名です。 |
| 4 | 保育所の申込用紙に祖父母欄があるが、何に使っているのか。同居外の祖父母の住所氏名や健康状態を記載することは、極めて個人情報であり、祖父母欄は削除すべきではないか。祖父母がいない家庭や、いなくなる家庭もいるので、健康状態のようなプライバシーに関わることまで書かせる必要があるのか疑問である。健康な祖父母がいれば育児を任せられるという前提が時代錯誤である。 | 現在の申込は、保育の必要性を証明する書類として両親及び同住所の20歳以上65歳未満の方全員分の提出を求めているところであり、同住所か否かを確認するために祖父母の記載欄を設けています。今後は、本区における子育て世帯の状況変化や実態を踏まえ、保育の必要性の判断として本記載欄の要否について検討してまいります。 |
| 5 | 第2回利用調整後の待機児童数は何名か。待機児童数はどのように算出されているのか。 | 待機児童数はゼロとなりました。 待機児童の算出方法は国の示す「保育所利用待機児童数調査要領」に基づいて算出しています。 |
| 6 | 0, 1歳児の申込数が減少した理由は、出生数が減少したためか。未決定数が多いので、今後も検討が必要だと思う。 | 入園希望の判断や時期、考え方は、各ご家庭により様々であるため、正確に把握することは困難ですが、コロナ禍における転出や働き方の変化なども考えられます。また、就学前人口の減少や、育児休業を取得する保護者が増えてきていることが主な理由であると推察しています。 また、0歳～2歳児クラスの未決定者に対しては居宅訪問型保育事業の案内を、1歳児クラスについては併せて期間限定型保育事業の案内を行い、未決定者の減少に努めています。 |

| No. | 意見 |
|-----|---|
| 1 | 保育所利用調整では、0, 1歳児の未決定数が多い。居宅訪問型保育事業などで、待機になった方のフォローができるよう期待している。 |

令和3年度第3回中央区子ども・子育て会議(書面開催)質問への回答

資料1-3 令和4年度学童クラブ利用児童申請状況

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|
| 1 | <p>未決定者数が265名もいる中で、在宅勤務している家庭に制限を設けるべきではないか。保育所の入所申込に係る選考指数と同列に考えるのは不適切である。放課後児童健全育成事業の定義でも、対象を「保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」としていることや、プレディが在宅勤務の家庭に利用自粛を求めていることから整合性が取れていない。</p> | <p>近年、今般のような社会情勢の中、学童クラブ児童の保護者の方々の就労状況も様変わりし、在宅ワークが増加しております。本区の児童館条例では、学童クラブの対象を「保護者の労働、疾病等の理由により放課後、家庭において保護者の適切な保護を受けることができないと認められる児童」としており、テレワークで保護者が在宅していても、就労中であるため、子どもの養育が出来ない状況であると捉えております。</p> <p>プレディは、全児童を対象に放課後に子どもが安全に過ごせる居場所として実施しており、定員を設けていないことから、コロナ禍の感染拡大防止の対策としてやむを得ず、在宅勤務のご家庭に利用自粛をお願いしている状況です。このため学童をプレディの取扱いと同様に対応することはできないと考えております。</p> |
| 2 | <p>選考指数表では、出産前後休養のため育成できないものは12点、常時介護をしているものは18点、随時介護をしているものは15点となっているが、育休中の赤ちゃんは、常時24時間介助が必要な状態であり、育休中の家庭が申し込めない学童保育の利用基準は直ちに見直すべきである。</p> <p>また、保育所の入所申込書には、保育所に入所できた場合、育休期間の短縮が可能か否かのチェック欄があるが、学童クラブの利用申請書には設けられていない。育休期間は子どもの誕生日を基準にしていることが多く、期間のみを理由に申請できないのは、育休のシステムや保育所入所のシステムを理解していない。申請書の様式も変更する必要がある。</p> | <p>学童クラブの利用審査の基準では、育児休業中の保護者が体調不良や介護等で子どもを養育出来ない場合以外は、学童クラブの申請は出来ません。育児休業中の保護者が申請できない理由は、育児休業制度が「子を養育する労働者が法律に基づいて取得できる休業」と定められているからです。</p> <p>また、ご意見をいただきました「育休期間の短縮が可能か否かのチェック欄」につきましては、次回に向け検討いたします。</p> |
| 3 | <p>公設民営の学童と公設公営の学童とで、利用申請書の受付時間が異なっており、一部の地域の保護者に対する負担が大きくなっているのでは、見直すべきではないか。一律の受付時間とできないのであれば、申請先をどの児童館でも可能としたり、郵送でも申請が可能としたりするよう対応するべきである。</p> | <p>小学生中心の公設公営館と高校生まで使える公設民営館では開館時間が異なります。少しでも長く時間をとりたいため、申請書の受付時間も異なっております。申請書の受付期間を1カ月半設け、土日も受付をしておりますので、ご都合に合わせてお持ちいただき、ご理解をお願いします。</p> |
| 4 | <p>児童館での学童保育について、連絡ツールとしてのアプリの導入予定があるか否か。また、その時期について。</p> | <p>導入の予定はありません。</p> |